

## 令和2年度 住宅改修・福祉用具貸与におけるリハ専門職関与の取組みについて

本市では、令和元年度から、申請時の確認等において、リハビリテーション専門職（以下「リハ専門職」）が関与することで、利用者の状態像等に対応した適切な住宅改修の実施や福祉用具の選定を促し、利用者の自立支援やQOLの向上につなげる取組みを開始しています。令和2年度は、令和元年度の取組みを踏襲しつつ、調査対象等に修正を行い、下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 実施方法

##### (1) 住宅改修

事前申請時に、書類だけでは改修の効果が具体的に確認できないケース、専門職から助言を行うことでより本人の自立につながると考えられるケース等について訪問調査を行います。

現地では、本人の動作確認や改修予定箇所の確認を行い、改修の適否について判断します。また、本人や家族、担当ケアマネジャー、施工業者に対し、リハ専門職としての視点から本人の自立支援につながる助言等を行います。

##### (2) 福祉用具貸与（例外給付）

福祉用具貸与理由書の内容に疑義があるケースや、専門職から助言を行うことでより本人の自立につながると考えられるケース等について訪問調査を行います。

現地では、可能であれば本人に福祉用具を使用してもらって動作確認を行い、貸与の適否について判断します。また、本人や家族、担当ケアマネジャー、福祉用具貸与事業所に対し、リハ専門職としての視点から本人の自立支援につながる助言等を行います。

※件数は、(1)(2)合わせて月2～3件の予定です。

訪問調査時には、担当介護支援専門員、施工業者、利用者および御家族の立会をお願いします。